

## 20 世紀初頭スイスにおける観光政策の形成

——観光局の設立とその背景——

森本慶太（大阪大学大学院）

本報告では、20 世紀初頭のスイスにおける観光の位置づけを解明するべく、スイス観光中央局が設置される過程を事例として検討した。従来の研究では、宿泊業や旅行業の経営状況を中心に、観光の有した経済的重要性が考察されてきたが、20 世紀初頭に諸外国でも形成されつつあった、国家による観光政策の意義については、研究の対象とされてこなかった。

スイスにおいて、国家による観光振興策をめぐる議論は、1911 年に観光局の設置が提案されたことで本格化する。背景の 1 つにはホテル業界が、過当競争に対する危機感から、国家による観光への介入を要求したことがあった。議論のなかでは、観光が交通機関やホテル業にとどまらない広範な産業に影響を与えることが指摘され、国家による積極的な振興が主張された。それに対して、対外宣伝部門を所有していた連邦鉄道が反対し、議論は紆余曲折をたどった。第一次世界大戦等による議論の中断を経て、最終的に連邦鉄道側が譲歩し、既存の対外宣伝部門と併存させる形で、1917 年に観光中央局は設置された。これによって、さまざまな領域を包括する現象として観光を認識し、振興する試みが開始されることとなった。観光局の設置をめぐる以上の議論からは、観光を総合的な視点から位置づけようとした、当時の社会状況の一面が浮かび上がってくる。

## 西ドイツ APO 運動における「公共圏」(Öffentlichkeitsarbeit)

——1960 年代のハンブルク SDS (Der Sozialistische Studentenbund) の広報活動——

田中晶子（大阪大学大学院）

西ドイツで 1967-69 年に展開された議会外反対勢力 (Außerparlamentarische Opposition: 通称 APO) による社会運動では、既存のマスメディアと「市民的公共圏」に替わる新しい公共圏 = 「対抗的公共圏」の創出が運動の中心的なテーマのひとつとして掲げられた。

本報告は、APO 運動期から 70 年代初頭のアルタナティブ運動の萌芽期にかけて展開された西ドイツの社会運動のメディア実践を、ハンブルク SDS を中心としたハンブルク地域の APO の広報活動を分析の対象として、具体的な運動の展開と関係づけ、検討することを目指した。APO の初期段階ではハンブルクのさまざまなグループの広報活動において、既存のマスメディアとの強い依存・影響関係とハンブルク市民への「啓蒙」という基本姿勢が認められ

た。68年6月の非常事態法可決後、APOが急速に細分化するなか、広報活動の方向性は①ハンブルク地域のAPOグループ間の情報提供とコミュニケーションの回復をめざす動きと、②共産主義グループ(Kグループ)に代表される党組織と労働運動の象徴体系の復活を特徴とする「公共圏の儀礼化」という両極に分解してゆく。この過程の考察をつうじて、アルタナティブ公共圏は「対抗的公共圏」から単線的に発展したのではなく、Kグループの硬直した公共圏への「もうひとつの」代案として、そのメディア活動の新しい方向性を意識的に志向、確立したのでないかという仮説を提示した。

## アッティカにおける在留外人と墓碑

上野久美子(名古屋大学大学院)

古代ギリシア人にとって死者の葬儀や供養は精神生活の大きな部分を占めており、その舞台となる墓は早くから社会的に重要なモニュメントとして機能していた。中でも注目に値するのは墓碑に付された墓碑銘であり、それらを網羅的に検討するならば、そこからは当時の死生観だけではなく、被葬者をめぐる様々な社会的結合関係と、その背後に横たわる社会状況が浮かび上がってくる。従来の史料のみならず、墓碑銘の分析を通して当時の社会の複雑な側面を垣間見ることができるのである。

今回は、特に在留外人の墓碑を取り上げて分析を試みた。市民団の閉鎖性と表裏をなしていたアテネ民主政のもとでは、特権を賦与されなければ在留外人は参政権と不動産所有権を所持できず、市民とは明確に区別された存在だった。そのような状況のもとでなお、在留外人も数は及ばないとはいえ市民と同様に墓碑銘のついた墓碑を造り続けている。それらを時代・性別・墓碑建立者と被葬者との関係ごとに分類分けをし、また墓碑銘の内容にまで踏み込み、市民の墓碑銘とも比較して、その特徴とそこから窺い得る事柄及び浮かび上がる問題点について検討した。

なお、取り扱う史料としては、特に韻文墓碑銘に関しては *Carmina Epigraphica Graeca* (P. Hansen) 所収のアッティカ出土墓碑銘を、その他のものは *Αττικής Επιγραφαι Επιτομβιοι* (Σ.Α.Κουμανουδης) を参照した。

## チャールズ・グラントのインド統治論と1813年の東インド会社の特許状改正

——英領インドにおけるミッション活動をめぐって——

平沢正樹(広島大学大学院)

近年、ミッションナリーの英本国や帝国内各地における活動状況に注目し、ミッションと帝国、さらには本国社会との関わり方の多様性を明らかにする試みがなされている。

本報告では、1813年における東インド会社の特許状改正を巡る動きを素材としながら、国教会のみならず他宗派の結束した全国的な請願運動が、なぜ可能になったのかを浮き彫りにした。さらに、国教会系福音主義者の動きに焦点を当て、彼らのミッション活動へのスタンスを示し、その一員であったグラントのインド統治論とつきあわせることで、彼らが目指した英領インドにおけるミッションの在り方を見通した。ミッション活動は、議会において国家的義務として認められるが、この点に関しては、宗派、宗教色を極力抑えた請願書を作成することで、宗派を超えて結束することが可能となったことが、成功の大きな要因となっていた。また、この戦略と長期的な民衆への働きかけ、そして、奴隷貿易廃止運動における経験とネットワークを活用することで、広範な社会層に働きかける全国的な請願運動が実現したのである。しかし、その一方で国教会系福音主義は、ミッション活動の成功は、現地におけるその展開の仕方に大きく依存すると考えていた。つまり、彼らは計画的で統制のとれた現地でのミッション活動を目指しており、完全な宗教活動の自由を求める非国教会系福音主義者と、この点において駆け引きを展開していたのである。

## <子どもの教育>をめぐる国家と家族の相克

—— 1880年代オーストリアにおける「ターフェの社会政策」から ——

江口布由子（佐賀大非常勤講師）

1880年代、オーストリアでは自由派が政権を離脱し、ターフェを首班とする保守政権の時代となった。このターフェ政権期の社会政策は、ヨーロッパ諸国の先行政策を範としながらも、近代的社会立法の二大柱である労働者保護と社会保険の同時法制化という同時代では類のない特徴を持っていた。本報告では、この「ターフェの社会政策」と称される一連の社会立法の形成過程において、子どもの教育をめぐる家族と国家の関係がどのように構想されたのかを明らかにすることを目的としていた。

まず、労働者保護法（二度の営業法改正）の成立過程で、最大の焦点となった児童労働規制を考察した。児童労働を巡っては、以下の3つの勢力が形成されたことを明らかにした。すなわち、①経済的な「国際競争力」という観点から「適度な」制限を求める官僚出身の政府内指導者、②大工場での厳格な児童労働制限を求めるカトリック保守、③大工場での児童労働容認を主張するリベラルである。一見、カトリック保守がもっとも強い児童労働規制を求めているように見える。しかし、カトリック保守が同時に提示した「子どもを家族に返すこと」という主張の裏には、家族経営の農業や中小工場に児童労働を投入しようという意図があった。一方、リベラルは家族こそが児童労働規制の対象となるべきであり、むしろ、附属の教育施設がある大工場に児童を送ることが「教育的」と主張した。結局、カトリック保守に近い形で児童労働規制が法制化された。

続いて、社会保険法において問題となった婚外子および「未婚の母」に対する差別待遇につ

いて考察した。父親の死亡などで子どもが受給者となった場合、婚内と婚外のあいだには差別規定が設けられた。だが、その一方で、疾病保険の出産手当は未婚・既婚に関わらず、給付されることになった。このように婚外関係に対する国家の態度は、非常にあいまいなものであった。

以上のようなターフェの社会政策、とりわけ児童労働規制をめぐる議論から、オーストリアにおける家族の不可侵性という論理の強さがあったと結論付けた。しかしながら、その家族は決して子どもの教育を軸とする近代家族ではなく、児童労働を必要とする労働組織としての家族であった。最後に、この家族がどのように社会政策や児童福祉に組み込まれるのか、という問題はなおも課題として残されていることを確認した。

## 近世国家形成期ブランデンブルク選帝侯領における宗務局

——宗務局決定の検討から——

塚本栄美子（岐阜聖徳学園大学）

かつて絶対主義国家と理解された近世諸国家において、為政者の権力の不完全さが指摘されるようになって久しい。本報告で取り上げたブランデンブルク選帝侯領においても、在地貴族の所領は「国家内国家」とも言われ、領邦君主の権力が及ばない部分とされる。とりわけ当領邦では、1610年代以降、領邦君主と領民との信仰が一致せず、選帝侯が在地貴族所領内のルター派教会を通して領民把握をすることは、困難であった。

だが、こうした状況の中でも、ルター派宗務局は「聖職者主導の宗務局」から「選帝侯主導の宗務局」へと転換し、その権限の多くを枢密院に委譲しながらも、在地貴族所領内の教会にかかる案件について裁定を下し続けた。そこで本報告では、17世紀におけるペルレベルク監督区（プリクニッツ区）の宗務局決定を検討することにより、近世国家形成期における領邦君主・在地貴族・領民、三者の関係の一端を明らかにすることを目的とした。

宗務局決定の大半は、パトロナート・聖職者の収入・司牧に関わるものであり、当事者間の和解や在地貴族の裁定によって解決できない案件について下されたものであった。裁定に際しては、宗派や「上からの規律化」の論理ではなく、「古い」文書と地域の慣習および実態に照らして、教区レベルにおける調整・調停が行われるのが特徴であった。こうして、領邦君主は、宗務局を通じて、地域の自律性・領民の秩序意識を尊重した調停者として、地域の秩序形成にも貢献していたのである。